

官板
玉石志林

三

和書門			
二	八	五	一
九	一	一	號
二	八	函	類
四	冊	架	冊

內閣文庫			
二	八	五	一
九	一	一	號
四	冊	架	冊
一	六	函	架
一	八	五	函

內閣文庫	
番號	和 28511
冊數	4 (3)
函號	185401

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

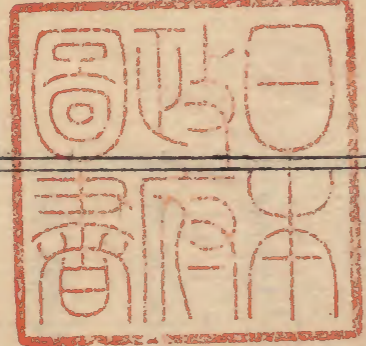
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak





目次

氣球

土耳其主マハムド略紀

千八百五十四年醫士ホーゲル中利未亞行記の初篇

義俠マサニール口傳

瑞丁及び那威スウェーデンの熊獵ノルウェー

加勒海土人記カリハイビス

卷三 目次

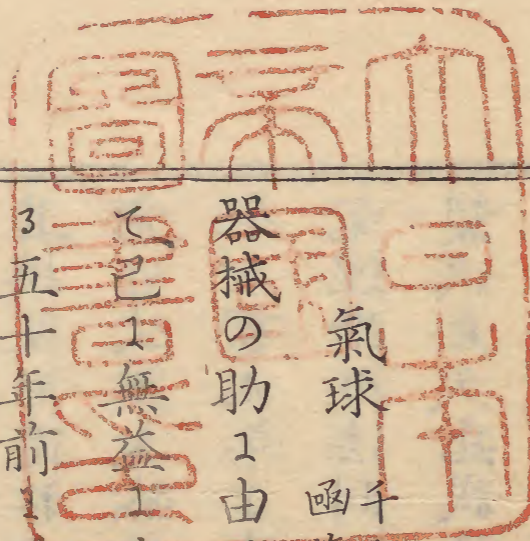
玉石志林卷之三

氣球

千八百三十五年刷、荷蘭瑤函第百六十三至六十六葉

器械の助₁由て、氣中₁飛揚せんと欲するの考ハ、古時₁於て、₁無益₁人₁と₁思慮₁を費₁さ₁り₁と₁然₁る₁今₁と去₁る₁五十年前₁及₁て、始₁て此意₁と達₁する事₁を得₁る₁至₁れ₁久₁

夫專ら₁器械₁を用₁ひ、若く₁ハ鳥翼₁を擬造₁する等、決₁して益₁ふ事₁と知₁り、唯固形體中₁、空虚₁なる地₁と生₁せ₁む₁る₁若く₁ハ其内氣₁として、外氣₁より₁ハ大₁輕稀₁から₁む₁る₁非₁れ₁ハ、益₁ふ事₁と知₁る₁及₁て、始₁て僧官₁バコ、究理家₁の爲₁に₁一路₁を開₁



さう、此人則ち二箇の中空なる半圓球を取、其内氣を排除する事を務め、然れ共、其法方何等の術を行ひ、や、知る可らずと雖も、恐らくハ深く信據するに足らざるべし、千六百三十年の頃、僧官ウルクィンス氣船を製造する爲、其模型を造れ、其頃、フランキスモス、ランキス、ハバコ、の意を改り、然れ共、此二人共、望を達せざりし、千七百九年に於て、ホルトガル國の僧官ギスマン、器械學及究理學の法則に従ひ、鳥翼を擬造し、以て飛揚するの器械を製せり、此試験ハ仕損とれ共、尙、大分の賞金を得たり、試験する事數回、及て、遂に一器を製せり、則紙にて貼り、

樹枝籠、其中徑七フットある者と、三百フットの高さ、上せ、久此後大略二十年、人又純粹の究理學の法則を用ひ、さう、アヒグノンに於て、ヨセフガルリー、一書を著し、氣球を製するに、緻密質の物、或ハ軟革を用ひて、之に満るに、輕稀なる氣を以てする事を記せり、然れ共、此法亦常に不全なり、カヘンデスの發明、由て、始て水素瓦斯を用ふるに、偶然の功を得たり、人始て謂らく、此瓦斯ハ温の源ありと、故に之をポロギストン火の義と名け、又其發焰するの性ありと、以て、可燃氣と名く、此名より、カハルロハ、水素瓦斯にて氣球航を爲んと思慮し、モンゴルト、ハ、氣球を充るに、火

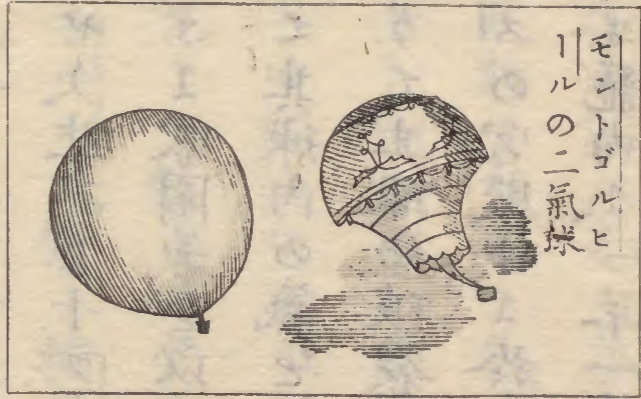
にて輕稀¹か¹と³氣を用ゆ¹と¹思¹く、
 千七百八十三年第七月、拂郎西ア¹ンノカイ¹に於て、始て水素
 瓦斯を充¹と³氣球を¹上¹せ¹く、之を¹試¹す¹果¹して¹驗¹あり¹と¹
 由り、ロベルト君薄¹と¹絹¹にて¹氣球を¹製¹し、之¹に¹エラスチカゴ
 ムの溶液を¹塗¹り、水素瓦斯を¹充¹と¹く、此瓦斯を¹球内¹に¹十分¹
 充¹と¹數日¹を¹費¹し¹と¹り、之を¹爲¹の後、多人¹火把¹を¹照¹して、球を
 マルスの野¹に¹輸送¹し、第八月二十七日¹に於て、高く¹上昇¹し
 久、此時把理斯の人民、并¹遠近諸國より¹來り¹集り¹觀者夥¹
 かり¹ふり、而て¹氣中¹に¹泳游¹する¹事、四分時¹の三¹及て、其初
 り上り¹地を¹去¹る¹事、三里¹に¹りて、樹木あり¹原野¹に¹下り¹落¹と

久、
 諸學術の學校より、モンゴルヒールを把理斯に招請し、復
 と新¹之を¹試¹ん¹事¹を¹請¹求¹り¹久、故¹に¹新¹楕圓形¹の¹氣球¹を¹製
 せ¹久、其高¹七十¹フ¹ト¹に¹りて、其幅¹十三¹フ¹ト¹あり、之を¹充¹つ
 る¹零圍氣¹を¹以¹て、球の¹下面¹にて、材層或ハ¹毛布¹を¹燒¹を¹以
 て¹其球内¹の¹氣¹を¹稀薄¹輕疎¹から¹り¹と¹り、然¹る¹に¹其夜¹暴風¹あ
 りて、其球を¹破裂¹せ¹り¹と¹り、因て¹二三日¹の後、ヘルサイルレ
 スの¹宮殿中¹に¹於て、又¹新球¹を¹製¹造¹し¹と¹り、氣球¹に¹繫¹著¹し¹と¹
 籠内¹に¹一羊¹一鴨¹一鷄¹を¹置¹け¹り、其球¹飛¹升¹して、一千五百¹フ
 ートの¹高¹に¹達¹し¹と¹り、其氣¹旅¹せ¹り、鳥獸¹も¹共¹に¹難¹ふ¹く¹地上

氣球

歸來一人尚其羊の餌と喰ふを見

モントゴルヒールの二氣球



然れ共此時までハ未だ一人も自ら氣旅
 得る者ありりか、ピラストレデロ
 シール驍勇ふる心にて始てモントゴル
 ヒールの氣球の患ふる者に乗て氣旅
 を爲し久然れ共此人纜り三百フ
 トの高に至りたる氣球依然と少
 時間動りざり是に於て漸次下り其人難く地上に來
 れ久此の如く幸して氣旅得たる故マルキースト
 アルランデス同年十一月に於てロシールの第二回の氣旅

同伴せんと欲せ久然れ共彼等ハ肉眼にて明り視認
 ると得可らざる高さ上り事を得ざれ共幸して氣旅
 と遠げ久其後多分ハ水素瓦斯と充たる球を用ゆる故
 一モントゴルヒールの氣球ハ甚ど危懼すべきとあるを
 知りて之と氣旅用ゆる事を廢せ蓋しモントゴルヒール
 の法ハ球内の氣を輕稀からしむるに必火を燒くべく又小
 舟中に在て常に之を保持すべし是甚ど危事にして曾て球
 を焚燒せしと有れば久又球の上る度應て火力を愈
 る増加せざる可らざる久然れ共下り記するが如く此事
 甚と行ひ難き事あり

水素瓦斯と満たる氣球にて旅行を企つるハ、ロベルト及び
 カルレスと以て第一とす、是は於て從來難事とする所の輕
 くして兼て固性ある質の物と以て、球を製すべきことハ幸い
 して易事とふれり、是ハハタフ絹の名を用ひて、帝列並に溶和
 したるエラスチカゴムと温り塗るなり、氣球の上部半圓に
 網を張り、是より繩を下り、一小舟を附著す、是より由て、氣球に
 舟を繋著し得るなり、其全具大畧六百四十斤に過ぎず、此二
 人、一千七百八十三年第十二月一日、トイレリオンに於て上
 り、速り、二千フットの高さに至れり、此高さより及て、大畧二
 時許浮泳し、遂に把理斯と去る三十里の地より下り來れり、此

時ロベルトハ、小舟より出されば、今俄り輕くふるが故に、
 其球カルレス一人を載て、速り九十七フットの高さより上れり、

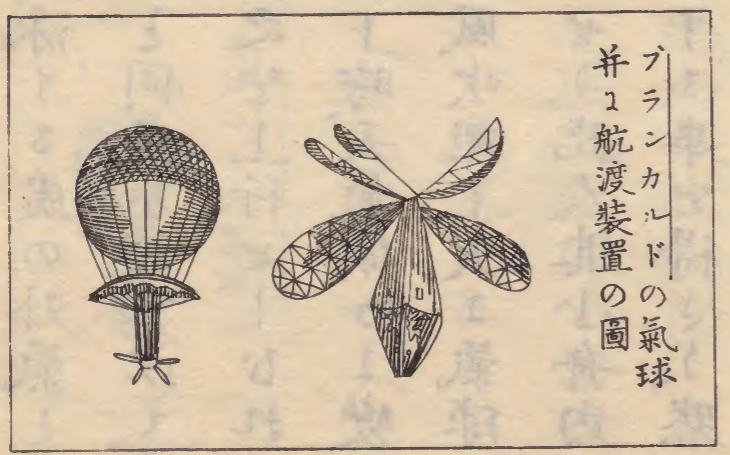
始て水素瓦斯と充つ
 る氣球の圖



ロベルト自ら眼前に歷觀する所の宇宙
 の美觀と書し著せり、曰く、地上に現在する
 萬象悉く辨別すべからず、唯一箇の消
 滅せる圖畫に似たりと、又再回日輪下降

する時の状を視て之を記せり、曰く、地球の表面に、各異の象
 状ある霧方より上升する月輪の光線に映して、美觀名状す可
 らざるあり、然れ共地の表面に在る萬象見らざる者ハ、
 察するに、其時氣中に散漫せる霧の爲に生ずる者あるべし

若し夫れ天氣晴朗る時、地上の物象を直線より下視すれば、之と同距離なる所にて地平線に従ふて見らるるハ、甚だ明亮現著なり、是高處の大氣の稀薄なる源なり、
 ブランカルド氣旅の事を世に公し、氣球を隨意に進行せしむる爲に、一箇の航渡装置を附屬せり、然るに、風力強き時ハ、此器の能力現著ならざれば、其靜穩なる天氣に於てハ、之を用ひて少の利あり、此人一千七百八十四年第三月、第一回の氣旅を爲す時、其同伴方より地上を離れ上らんとす時、劇力に恐懼し、誤て失策すり、彼大に艱苦せり、然れ共、同伴の人と、其氣球より卸し、さる時、幸よりして數尺の高さに至れ



ブランカルドの氣球
 并に航渡装置の圖

る耳、是に於て、ブランカルド一身にて氣旅を爲し、大略五千フートの高より上り、二時を歴て後、難なく地上より下り來れり、氣球を隨意の方向に進ましむるにハ、二人のロベルト君の按に由れり、則是に爲し、楫と舵鉤を附し、又其降らんとす時、水素瓦斯を重くからしむる爲に、一の小球を附し、此球にハ、鞆を附して十分膨脹せしむ可らしむ、
 然れ共、此二君の装置の機能ハ、何等の理學の則に據る者な

新編 地理志林 卷三 氣球

るや定め難し何とふれば此小球内に充るの氣ハ則此人浮泳する處の外氣と異ふると無れば常に其球内の氣ハ外氣と同重なるを以て此氣球を下降せしむるよりハ却て必ず之と上行せしむれば久彼己二千四百フートの高に至り一時天氣俄く變じ黒雲地平より蒸騰し雷電轟き鳴り旋風吹廻し大に氣球を輪轉し其球遂に破裂して地上に墮落せし此人其小舟内の輕荷を悉く投しければ氣球復と上昇する事を得たり然れども其輕荷あるが爲に高く上りて風界を踰出する迄ハ常に旋風を惱まされたり下視すれば漫々たる海洋あり上觀すれば蒼々たる天あり僥倖して危難

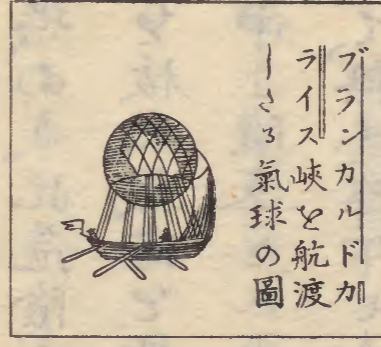
と遁れたりと思へり又一事起れり則十分の光線にて映輝せる日輪球内の水素瓦斯を膨脹し球を破裂せしむるの恐あり此危険に及んで最後の策を施せり則帶る所の腰劔を抜て氣球を撞破ると數所以て其水素瓦斯を洩せり後海中に墮落せんとするの第三難を免れて五日の氣旅を爲して無恙降下せり

ムナルジの氣球圖



英に於てハムナルジを以て氣旅を爲すの第一人とせり此人一千七百八十四年第九月二十一日に崙頓府に於て上行せり其後諸侯サムベクカリ及びサドレル次て之を跟從せり

千七百八十五年、ブランカルド及び醫官セフハリアス、危殆¹して粗暴なる氣旅を爲せり、則ドヘルを發して、カライス峽と航渡し、此時氣球漸次¹直上し、海邊に群立し、²者¹驚く可³觀を見せり、風靜し、球の進行する事徐³ふり、一時を經るの後、海上に浮遊し、³氣球、己²下らんとせり、此¹於て輕荷を投去し、未²峽の半を過るる前¹、書冊類並¹器什を海中に投棄し、然れ共、之¹由て上升するカ、尚未²大¹増進せず、遂¹止むと得ず、碇及び繩類を截棄する可³らざる²至れり、且小舟を截て氣球と



離し、唯其スリングル¹氣球¹附²と¹懸らんと覺悟せり、然³此時氣球卒然として上行し、佛領の地上²至れり、是¹於て三時間辛苦して後、カライス¹著せり、



氣球を使用する¹未²定れる方向と得³る能¹ず、其危險を避³る能¹はざ³間ハ之と海洋の近地²於て企³ハ³粗暴なる事業ふり、此危害を防んが爲¹ピラストレデロシールの¹氣球¹帆と附¹試³し、上¹水素瓦斯を満³る球ありて、下¹又稀薄なる氣を満³

球あり、是ハロシールの按て、帆を附著する所と、且之
と使用する所と爲るふり、上の球ハ危害ある事なき所ハ火
と置き、急ニ此下球を膨脹せしめんと思へり、然れ共、氣旅人
ロシール及び其同伴ロマイン氣の一部を排去するの時、遠
くより望み見るニ火焰を發して、球破裂し、數千尺の高さ
より墮落せり、此不幸なる兩人の屍體、扁壓破碎して、檢別す
る事能はず、

夫れ概するに、始て氣旅を企て試むるの人、多くハ不幸ニ陥
りたり、殊ニマヨールモ子ハ、瓦斯の弾力を甚しく増加す
るに由て、遂ニ氣球破裂し、獨乙海に落ち、而して五時の間波

マヨールの子の難危の圖



上ニ泳浮し、更ニ風の爲ニ
膨脹し、網ニ繋り困苦
せし、幸ニアルガンスと
云ふ軍船の爲ニ救はれり、
然れども、氣船ニ於て、一新

改正ありて、所謂ハルシケルムを附するに及べり、或ハ曰く、
是モントゴルヒールの創意ありと、又曰く、ブランカルドの
發明ニ出たりと、此創意の器を始て試むるに、一犬を籠内ニ
入れ、此器ニ附著して落下するに、其犬無難して歸著せり、其

安全なる事ハ、活潑なる吠聲にて之を知れり、
 千七百九十七年第十月、ガル子リンニ千フートの高度より、
 ハルシケルムにて下降せり、落す時、其初りハ甚だ緩徐
 として、其下ると覺ざると似され共、愈下ると隨て愈多く震
 動せり、然共其所務甚だ僥倖ふり、
 此人又一の水師提督と同伴して氣
 旅せし時、暴烈なる劇風一逢て氣球
 吹送られ、其速ふると、纒り一時
 間、コルセステル街に至れり、
 茲に圖する所ハ、ガル子リンの改正

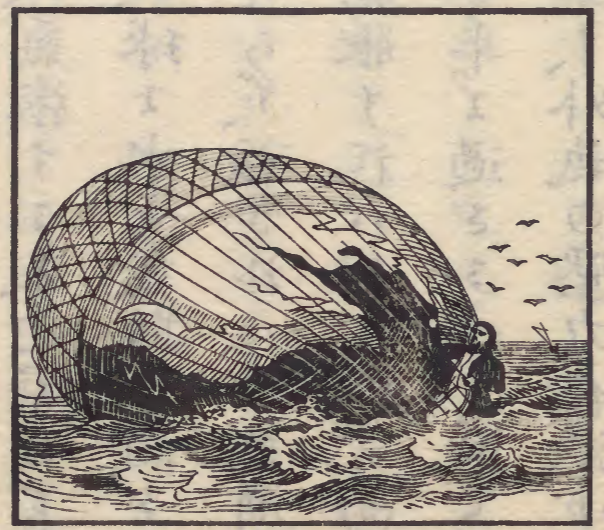


り、ハルシケルムとして、見す所の諸形状を示す、其大
 大略中徑二十フートあり、而て繩にて固く氣球に繫著し、之
 と離し易うらうび、此シケルムの下に、又籠製の輕き小舟と
 具せり、
 千八百三年第十月、サムベクカリ侯、醫官ガラスソツチ及
 ビアンドレオリ、ポログナに於て、氣旅を試み、時、時令
 寒冷なる由て、高際の氣稀薄にして、其候及び醫官共、皆
 睡に陥り、唯アンドレオリハ、幸して昏睡し及ばざり
 し、彼若し輕荷と多分、投棄し、非ざれば、氣球必し海中に
 墮落すべし、然るに、氣球再び高處より上り、壹黎里亞半島なる

イスミア港の方へ輸送せられ、五時以上を經て亞得亞海面へ落ち、遂に港と去る四五里許の地にて徘徊せる船の由て救われ、

サドレル君ハ、千八百十二年、都伯林に於て、氣旅を爲し、是より先、マヨールモ子の遭へ如きの難に遭へ、氣球海上に落ると時、其流るゝと矢を射るが如し、海鳥夥しく其邊に群飛して、食用すべき貯畜を盡く奪ひ取れり、其小舟沈没せし時、自ら力を極て網中の身を投ぜり、此時幸よいて行掛りたる船にて見出されり、氣球ハ横播及び他の木材に懸りて破裂し、其氣旅者ハ半死して、船中へ引擧られり、

圖の難危のルニドサ中峽に於て



ふ、遂に六十六回に及び、共の仕損りたる事あり、然るに、其妻夫の業を繼んとし、大に仕損りたり、是其女、氣中の浮泳する球として、愈其觀を美からしめんとし、常に火技を行へば、千八百十九年第六月、把理斯に於てをホリ、

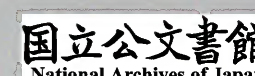
凡、氣旅を爲して最も僥倖あり、ハ、ブランカルドあり、此人、一千七百八十四年より、一千八百七年、是年、於て死去せり、至るまで、氣旅を以て己れの職業と

行して、同く遊觀を爲んとせり然るに、誤て失火し、其球焚燒し、不幸としてマドブランカド、恐るべき高處より、プロヘンセ街の屋脊上より墮落し、其粉碎せる女の屍體ハ、把理斯にて埋葬せり、
 方今ハ氣液するに、危害ある事甚ど少くありと久唯、注思すべきハ、球に水素瓦斯を満ると、其上升する時、十分ハ膨脹せしむ可らず、否されハ、外氣漸次ハ輕疎ある處に及んでハ、大に膨脹すればあり、故に高く氣液せんと欲する者ハ、球を満ると半に過ぎざれば、而て唯上ると可からざるべき大に及ぶと要し、外氣の壓力愈減少するに従て、球の膨脹するに

愈増加するあり、故に球の上升するの力度ハ、何れの高にても同等ありと、又其球内ハ免難板を備へて、瓦斯の一分を漏らす供し、之に繋ぎ、二繩を以てして、一繩の斷する難からしむるを必要とし、何とみれば、氣液ハ若し其瓦斯を漏す能はざる時ハ、球の重さを算して、内氣と外氣と平均する處より上り、遂に碎破すればあり、近世に及んで、ピオット及びガイムツサクの行ふところ氣液ハ、學事ハ關係して、氣中の越列機を試験する爲あり、
 土耳其主マハムド略紀 千八百三十九年刷、荷蘭語函第百七十八葉
 一千八百三十九年第七月廿七日に没し、土耳其のマハ

ムド帝ハ其國史ノ據バ其在位の間後來の爲メ、重切なる大
變革を其國內ニ施セリと云リ、此變革其國人を嘉惠シ、其幸
福とふるや、又其國の陷危を救ヒ、國民の風俗を一新シ、回教
を奉リテ國ニ歐羅巴の能開ケル國風を傳ふる路を開ク
ニ足レリや否ハ、後昆ニ至テ判裁スベシ、マハムド二世帝ハ
千七百八十九年ニ殂セリ、アブヅルハミッド帝の次子ニテ、千
七百八十五年第七月廿日、馬哈麥逃竄の年を以テ、元を紀セ
ル土耳其曆千九百九十二年第九月十四日ニ生ズ、母ハ佛蘭西
種の妃ニシテ、其名をレピナイと呼ブ、アブヅルハミッド帝ハ
位をセリム三世帝アブヅルの兄ニシテ、スタハ三世の子ニ讓リ、

此主ハ其軍政を改革セんと欲セリ、ヨリ、千八百七年ニマ
ニツレーン軍民の爲メ、廢セラリ、是ニ於テ、マハムドの兄ニ
スタハ四世帝を奉リテ位ニ登ラシ、此主其位を固ムセんと
欲シ、即位の初令を下シテ、弟マハムドを除クニシ、然ラズ、
マハムドアルバニ人二千人の頭目、官軍度支官ロミルエッ
ヘンデの爲メ、此難を拯ハス、後一年即千八百一年第七月廿
八日、此主ヲドシユクの巴查ニスタハバイラクトルガ爲
メ、廢セラリ、是ニ於テ、マハムド帝繼テ其位ニ即キ、スタハバ
イラクトルを以テ、其宰相トシ、此宰相セリム三世帝の緒を
繼ギ、新ニ軍政を改革ス、是ニ因テ、マニツレーン軍民の恨を



來、遂、是と兵を構え、千八百八年第十一月十六日、許多の敵兵と共に炮烟と爲て死す、此時、當て、マハムド帝ハ、既に改革の策を聽き、其心、軍政を歐式に改りんと欲すれども、此強暴軍民に迫られ、已を得ず、枉て其意に従えざるを得ざると至れり、然るに、其位を固くせん爲り、先君の一子生れて甫て三月ふる者と溢殺す、ミスタハ四世帝ハ、千八百八年第九月十五日、セリム三世帝ハ、同年第七月廿六日、弑せられり、是を以て、當時、阿斯曼血統の世に存する者ハ、マハムド帝一人のみあり、
爾後マハムド帝ハ、殆ど其位を失んとする危難に遭ふ、枚擧

す可らず、然るに、帝國風の兇暴ふる勇猛智略を以て、是を排し得り、然るに、帝の艱難間に處る行事、及び多般の土の國俗施設を以て、是を觀ハ、亦殘忍強暴の謗を免る事を得ず、或ハ境内の亂あり、或ハ外寇の阿斯曼の地を奪掠し、パゲスサ、帝の義の位を絶んとする憂に下りたり、
連三年の大戦、府庫空虚の後、千八百十二年第五月廿八日、ブカレイストにて、俄羅斯と和を結び、千八百二十三年、又波スと親を講す、此間千八百二十二年、エピリスの首長と爲るヤニナの巴查、強暴譎詐亂を好り、アリイの亂を鎮定し、然るに、其位を危めせんと圖るヤニターレン軍民ハ、絶



が帝を箝制し一切新政を峻拒し時勢に因て土國內に行はる改革の制を撲滅せんとする巨魁ありしが帝悉く是を剪滅す是千八百二十六年第六月十五日の事にして帝其鐵腸を以て軍民の全隊を殲し一萬五千のヤニマール人を鏖殺し流血野に被ると云ふ又土の部中の西教徒と戦ひしが其兵上の如くハ利めらず千八百一年ケオルクカセル子イ黨首と爲て起れるセルピールの動亂ハ千八百十三年に至て遂に盡く帝に從服せしが後又全く獨立するハ非れどもミロスの周旋に由て土の羈屬を免れ別ニ永遠頭目を立て其命を受るとを得たり又希臘人久しく奴隸の辱を受る

と憂い千八百廿一年動亂を起し獨立せんと計る是亂にて殺戮に遭もの極で多く人民の恨益深く終に裁も亦是と援けて帝を伐ち君士但丁に迫り其後千八百二十九年第九月十四日亞得利安の和親に由て此亂始て平く帝此和約章程に因て希をして獨立せしむるを准せり希の動亂を起せるハ始より全西教徒の冤屈を解に在りて其國を獨立とあり歐より一公子を迎え立て王爵の國と爲さざる可らば此事の完く訖るハ正にハスサール昨土の諸侯埃及の巴查メヘムドアリーが亂を起し殆ど阿斯曼國を亡滅せんとするの時一當れ久此巴查ハ陽に土に服従すれども久しく異志

と懐く、千八百三十年に及んで、干地島の鎮臺とある然れども、埃及干地二地を得て、猶自ら足れりとせず、其故ハ巴查の子イブライム、千八百三十二年、叙里亞を取り、續て小亞細亞に侵入し、第十二月二十一日、土帝の軍とコニールにて決戦し、勝利を得るを以てあり、此時より、方て、我新し、和を結び、兵を出し、帝を援じ、非ずんハ、イブライムの兵土の首府に侵入せんと疑ひあらず、一、の味、由、北、南、東、西、四方、に、疑ひあらず、一、の味、由、北、南、東、西、四方、に、巴查と和し、盡く其請ふ所を許すと雖も、其第一眼目とせる獨立の一事ハ、允許するを、是に於て、動亂又新し起らんとせしが、歐列國中に居て、和解し、其事一旦平げ、其和平久

しく續く可や否、又二三の藩鎮、埃及巴查が素志とせる獨立
マハムッド帝の像



と預り量り知ると能
ハズ、後來に及て、自ら
判然とらん、此時に及
てハ、其勢兩國相併吞
すると、瓜分するの二
つに出ざらず、一、

帝ハ、ヤニツァーレン軍の争亂を靖り、後、歐將校の助を以て、兵制と新し、全く改正し、軍服を變じ、歐制に擬せんと欲し、自

ら衆人の唱首と成て、先其田帽と變じて、暗赤 左ス 蜀帽とあり、又
 歐の制度禮俗と務て國中一行ひ、且其臣民をして、西方列國
 の不變と得せしめんと欲し、大其力を竭し、是を行ふ
 一ハ、勢ひ古俗と株守する人として、幾多の不平の念を起さ
 ざらしむるを得ず、其故ハ、土の臣民の許多誕妄の見と破る
 と要するのふららず、又許多の其教一背馳せる法制と施し、
 因て以て、其教と信奉する者の動亂を引起さるを得ざれば
 あり、此新改革の政、ヤニツール軍民と塵滅する後、一在てハ、
 其臣民の大半、帝の新奇と好む心と相合せざれども、甚しき
 動亂を起すに至らず、又此釐革の政ハ、永く行なれて、國民と

嘉惠するに足るべきや、又帝此新法を行ひ、一因て、現其
 功業、國民一被れりや、未ど之を知能はず、其故ハ國民大半
 外新法を行ふと雖も、内心是と信ぜざればあり、軍兵ハ略、歐
 服と装ひ、歐風一調操す、然れ共、軍兵歐の制度、軍律一協一
 とハ言ひ難し、又他事の稍、歐風一化し、とる者多けれ共、其基
 本ハ全く土風と離れず、民と開導する一大事、一至てハ、帝の
 設施、遺す所甚ど多し、唯其帝都内一耳、一二の新館と建て、新
 説と講じて足れりとし、又凡物其始と爲り固より難く、今既
 一端緒を啓て、歩を進むる事許多ふれども、餘の州縣一至て
 ハ、未ど大其意と用ると見ず、然るに、近時大學校七個と建

議と決り、其地ハ君士但丁、アドリヤンブル、サロニカ、ブリュッヂ、得
比遜ベシント、スミルナ、及び巴達バダト是レあり

帝の在世中、顯著あり一事ハ、二三年前、其國の北部ニ行旅セ
るあり、斯の如く國主の首府を離れて旅行するハ、土、建國の初
より未曾ズて聞ざる所あり

帝多子あり、共計二十七人と雖も、今存せるハ、唯男子二人、女
子四人のミ、其太子ハ、方今父の位を繼ぐ、名をアブドウルメ
ツシド帝と呼ぶ、千八百二十三年、第四月廿日ニ生る、土の俗
原と太子を後宮ニ住シひ、幽囚の如し、此太子ハ、従前ニ比
するニ、是と待つ事實寛裕を加ふ、帝家の妃妾、床蓐ニ侍る者數

十人、裡ニ就て、七人を撰み、后妃と爲す、太子を生む者ハ、シル
タ子ハホリテの號と享く、其他皇子の母、并ニ皇女皆シルタ
子と號す、帝家の母ハ、シルタ子アリテの號と享く、帝家と雖
も、其命を用ひざるを得ず、○公主ハ、高位あり、政官ニ嫁す、其
夫ハ公主ニ對し相抗するニ能はず、

古昔ハ、此の如く出嫁せし公主の生むる子ハ、直ニ之を殺
すニ以て常とせり、然レマハムド帝ハ、公主の分ニ媿ニ當て、仁
心と以て、此惡俗を廢すといふ、當今帝の妹夫サイド巴查の
縊死と廢せし好例と始りたる帝の殂後、何人ク復此雉經の
災ニ罹るや否ハ、日後を待て之を知らん、歐諸邦其力を勞シ

マハムド略記

て、此粗暴なる弊風を歇り、丕變の光澤を此百物豊多の域に
廣被せしめ、此國の幸福を致さん事ハ、實に願ふ所あり、

千八百五十四年醫士ホーデル中利未亞行記の初篇

千八百五十五年刷、荷蘭
珞函第百四五六葉

醫士ホーデルハ、今世の最學術に富み、最勇氣盛なる跋渉を

為せし一人にして、其去年千八百五十四年、即ち
我安政元年甲寅の第七月の初

まで、利未亞内地を旅行せる記を、近時世に刊布し、

千八百五十四年、第二月二十日に、此人事長に一話を録し終

らんとせし際、臨み、頓に其氣力衰へしと覺し、忽ち痛く

黃熱症に感ずると、平日勇氣曾て撓まざる此行客も、其熱の

發作する十日の間、悉く智覺を失ひ、運動する事能はざり

し、其天賦ハ、素に弱かれ共、幸に其病に克て、起事を得たり、第

十一日にして、智覺復し、規尼涅甘永の功に因り、熱潔く去

り、是を以て、爾後第十日、即ち第三月二十七日に、ハ、莫爾農の

土酋の鈎加の東南に住む種民を奪掠し、奴婢と爲んが爲

し、出立ち行、即ち所謂奴獵の伴に可き氣力を獲たり、計り再

び身體強健に成たり、

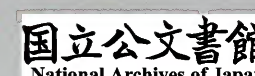
此を機會として、醫士ホーデル、北緯九度三十分の地まで入

り、是より前二年、莫首が奴獵の行に伴ひ、バルト、オ

ーフルエグ兩君の行に比するに、深く入り、大約三十里許

かり、儲利未酋長の兵衆二萬二千、馬數千頭、其他駱駝三千許、牛五千許、行李を荷ふ者一萬五千許、一言の之を約すれば、莫首エルクヤイ依爾加尼の後、初て見所の至強の軍衆あり、此恐るる兵衆ハ、向ふ所必らず火を放ち、殺掠を縱り、するに因つて、人望んで是と知る、乃ち徐く南東を指して、不幸ふる麻斯俄ムスゴス或ハウスキスツボリス或ハツリスの領内に入る、此兩土ハ、莫劫掠の牲肉とふるを常とし、麻斯領の北部、北緯十一度、十度、四十分の間、在て、醫士バルトゲアデセムスゴスンと名づけたる地ハ、數年前、莫人の版圖に入ると以て、今此兵衆劫掠を作るとふし、此緯度の前程、アデセンの南に

當れる國ハ、殘り、肝腦地塗の殺掠に逢り、此劫掠を前知し、土人の其諸器什を携へて逃れ去り、此逃れ去る諸邑に遺れるものハ、唯ガ未レイ詳と、煙草のみあり、北緯十度、東經十四度、三十五分の地に至りて、始て麻人ムデンおよびクマデムデンン人を見、此地に喫驚るる大ひふる湖水の南に向て、目際漂渺と見え、醫士ホーゲル、乃此湖をツボリ湖と名けたり、麻人前岸の淤澤中に隠れて、自ら敵の追撃を免れしと思ひ、然れど、此ハ麻人の爲に、却て危うりけり、何とふれば、此時第一隊の兵殆悉く到齊し、セイク其騎兵に命じ、湖の



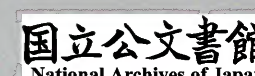
兩岸互に相接近し、其幅僅に一里の所を渡らざれば
其水の深六尺、衆多の人馬之を濟らんとして、命を殞
れ共、其餘悉く前岸に達し、奴婢を掠略し、併せて十二歳以
下の小兒及び犬、概して其數合せて千五百人加ふる畜
獸を掠む二千頭、男ハ大抵直に其地に於て之を殺し、餘の二
三人ハ他の濱に送致し、甚殘刻なる死を行はしめ、其女ハ婢
として之を賣り、其價甚貴うらず、此諸婦横徑一拇半の水
と兩唇を挿む、是に因て、其面を醜ふ、而て一女の價概して
二百二十ギルデンなり、高く騰らず、小兒ハ力と齡に準じて、
僅に二十五ギルデンなり、七十ギルデンに至る、

此劫掠を縦にせし後、此軍衆サリ河の方に向ひ行ぬ、後
留りし物ハ瓦石の外、絶て無りけり、此流に浴ひ行くと、二日
の間、渡津を得ず、第三日に始て之を得たり、然れ共之が爲に
多く馬を失はしめ、是地に於て、亦麻人二千五百人、角獸四千
頭を劫掠し得たり、其三十六人ハ、莫人の陣中に送り、乃此陣
營中に於て、直に其刀を以て、此不幸にして捕はれて、牲と成
らしめ、每人の手を其肘より、足を其膝より、切斷して、痛く苦惱
せしめたり、此他の俘囚を苦しむると亦甚だ殘刻なり、大
抵殘らず、裸體なる麻人として、荒暴なる雨降の時季に當て、
裸體の儘に立しめたり、第五月の初に、凱旋せんとして、此



時雨水天より落る暴烈あるハ、遂に聞ざる所にして、其水國中に汎濫し、道路殆ど來往す可らず、夜に喫驚するに颶風暴雨忽ち吹き忽降りて、陣營を犯すと甚ど強し、斯る事ハ、醫士ホーゲルも絶て之と前聞せずと云り、麻人一所に束縛せられて、流水汎濫せる陣營中に、恰も木石の如く積り置れ、此烈しき多雨の時節、颶風露撃せらる、此故に傳染病、數日内に此徒の内、發し、此に敢て驚異す可し、非るあり、四千人の囚徒、大抵路をて斃れ、鉤加^{キカ}まで達せしハ、僅に五百人ありと、初て此病の發りたる時、醫士ホーゲル再び之に感^トと云、爰

に於て、其行を急ぎ、恙なくして、其軍の前路の集會所^一達し、醫士ホーゲル、此行中に於て、人の知るに有益ある珍異を記録し、そのハ、信に然り、裡に就て、其最ある者ハ、鉤加の南東南、輿里二百里の地面の甚ど高崇ならざる事を尋窮し、是あり、此人に先づらて、二三の游客、能く土地の景況を記し、美麗ある地圖を作り、有と雖も、地の海面より幾何高きと云と適實に載し、そのハ、此人より前に有ざるあり、北緯九度半に至るまで、中利未の寬廣ある平地、海面より高さ約する小九百五十尺ある事、方今始て是を知れり、但ガラ



ニト石の二三丘陵ハ此數一算せず醫士ホーゲルが此一
加一記しとるハ北緯十一度の地ニ在テ地ヲ穿^ホス事二十尺
の深^サの所ニ見^レとる石灰層及純水の泉ハ鉤加ニテ地下六
尺ニテ獲^ル所の者と全く相同ト云^フ又此醫士の説ニ
ハ鉤加の彼^ア方^カの地方南東南百里ニ至^ル迄の地往昔ハ悉^ク
查^サ湖^コの水之ヲ掩^ヒテ總^テ湖面あり^ト云^フ此湖日^々縮小^ス
と云^フ

他事ハ姑^ク舍^テ此地方の甚^ド高崇あらざるヲ檢覈^シとる
一事ハ大^ニ觀者の著眼ヲ要^スるあり其説如何んとおれば
此一著以テ利未大陸内部の事ニ關^リテ地學家の説ヲ變轉

セ^レひればあり昔時の人ハ沙^サ拉^ラの大漠及北利未の全地ハ
無量廣大なる平地^ニシテ其間形狀百般或ハ稍高低不同^ナ
れ共其高さ僅^ニ大洋の水面を抜^クの^とシ^テ查湖の南^ニ
ハ海面より高^サと數千尺の山脈群巒平地ありと云^フ從來
此説ヲ疑難^スるもの曾^テ一人も有^ザりけ^レり
然^ルニ此説全く相反^シたり其ハ沙^サ拉^ラハ不可測の廣漠^ナ
平陸^ニシテ海面より高^サ千尺より二千尺ニ至^ル查湖の彼
方^ナの全地方及サリ河邊の地方より甚^ド低下^トあり即^チ其高
さ八百五十尺^ニ踰^ガ查湖濱甚^ニ廣濶の地ハ概^テする^ニ高低甚
ど不等^ナなり是泥^チ祿^ル及^ヒコ^ロワ^ラの濱邊等の多くの地と相分^ル



所あり、
 查湖を環せる地方ハ、其原沙泥淤集して成立する地あり、鈎
 加の北輿里二百五十里の地、在るアガテムの緑島ラハシス沙磧中
穀の蕃殖せし地の綠色より始て鈎加の南東南百餘里に
在るワサ一至る迄、一介の崑又石を見ずと云り、蓋利未の中
 心に於て、此兩地の間、輿里三百五十里の曠漠なる沙海を
 成しとるあり、
 此地方の河道説をバ、醫士ホーデルサリ河と云る巨川に於
 て之を探討し得たり、北緯十度の地、在るハ河の濶概する
 一二千尺、其深大約十五尺と云、此時雨候の初、一當れハ河中

所、一暗沙洲を生じ、其深六尺或ハ八尺、一踰ざり、水勢ハ
 一小時、輿里四里を流る、水溢流せる許多の痕跡を商揣し
 て、サリ河の水、雨候ハ二十尺の深と至るを証し、一此
 時、一當り、此河の流入る湖中、一注ぐ所の水、醫士の算する所
一据れば概する、一毎秒十四萬尺立方ありと云り、土人ハ十
 度十一度の間、此河流をナルレと名け、莫人ハ總て之をログ
 ゲ子と云り、
上記する、一ボリ湖ハ、北緯十度東經十四度三十五分
 の地より起り、北より南に向ひ、第九平行線即九度に達す、此
 湖の濶深漸く南より一隨て増加し、北緯九度三十分に至りて

五石志林 卷三 中利未行記

ハ其濶さ四里ニ至リ、中ニ卵圓形ある島嶼夥しく散在シ、其
中ニ麻人ニボリス人住栖セリ、此湖の北方其濶窄少シ、湖嘴
とある所ハ廣き淤澤を以て、之を環遶ス、此所の深さ五尺或
ハ六尺あるニ、北緯九度三十分の所ニテハ其深さ概テ三
二十尺ある、醫士此湖の南北の全長を算計シテ、輿里の六十
里或ハ八十里ニ下らずと云リ、從前の諸行客ニボリス又ニ
ボリスの地をハ其圖中ニ記載シテ、其未だ曾テ此洪大な
湖と記シテ者あり、此の如く大ニシテ淺き湖ハ雨時ニ
水汎濫セリ、より生トス、そのあり、利未の諸湖大抵然りと
ス、查湖も亦此類あり

又毎歲雨時ニ此地方の全地水より外、殆人目に入者ある
ハ人の知所あり、ニボリ湖の西岸ハ甚ど高うらざる一列の
ガラニート崙を以て之を造ス、此崙の基礎ハ海面より高き
九百四十尺或ハ九百八十尺とス、是又醫士ホルゲルの告知
セリ所あり、
ニボリの地の北緯十度と東經十四度十五度ニ在りと云リ、
此算測ニ從ハ、中利未の經度の、從前行客の言ハ所より、西
ニ在リ事、百里あり可シ、
土地甚ど饒沃ニシテ、人民耕作を力以て、此地を周圍の地
と別ニ足リ、四五小時の間、兵師ガズレイ、
未詳の生トス野を通

行すを要し久烟草及食菜の生る廣き野樹林原野交
相接ぎて景色目と怡む土人甚ど多く烟を喫天婦人常
に孖姑煙マキタハコ或ハ結麗ケレイ土名或ハ細き藁莖を以て製しる小煙管
を合マキタハコと久、毎箇空屋ポンド一太抵五六十棒の烟草を遺棄せざる
あり、此逃去せし人の持去能ガざりし品あり、ボリス湖の周
圍を繞りて、小茂林あり、其樹ハ大抵デレブ即ニミヂイの椰
樹あり、デレブ樹ハ美しうて、多くハドームドーム 詳の類かれども、
其樹大さく、其葉綠色よりて光澤あり、幹ハ平滑よりて、實の
長八九拇ドム大六七拇重五棒許、其形楕圓よりて、橙黄色、香味稍
鳳梨パイナップルと異あり、凡、此樹の高さ四十尺を踰る者あり、

ボリスの家ハ其形圓く、其屋脊ハ編マる葉を厚く重ねて、
之を葺マと久、高五尺の胸壁ありて、家を環マる、各箇の結廻ユヒメクラら
しる藩籬の内マハ、大約五六家の居住あり、其獸畜を育マし、
儲蓄を藏マし、頭尖りし木柵ハ、畜獸の逋逃を防マま、且外寇を
禦マくし便マす、
此地の風俗、多婦を娶マる、毎男其家産の多寡一準し、四若くハ
五女を娶マる、之一準し、産む所の子も亦多し、其男禍災マ一罹
る時ハ、其子と賣マる、其常食ハ、ガエレイと魚あり、土人絶て其
養養マせる獸畜を屠マる事あり、唯其病マく、又不時マ一自斃マる時ハ、
之を食マふ、家猪、匍蟲、及蝦蟆の肉ハ、其奢侈の食マ之、北緯十度

の地に於て、醫士ホーゲル歐羅巴の所謂豪猪を見たり、
近日の報告にハ、此勇猛ある行客、第七月の終に、鉤加を去り、
軍衆のカタヤコバに行くに従りと云り、千八百五十五年の
第一月一日に、此醫士ワダイに至り、此地より印度海に入ん
とするあらん、若夫此志を達するに能はざる時ハ、千八百五
十五年の終に、ダルエルコルドハンエギプテ 阨入多を経て、歐羅巴に
歸來すべくあむ。

義俠マサニール口傳 千八百五十五年刷、荷蘭瑠函、第七十九至八十二葉

納波里人の西班牙人の苛政を受るに苦むと雖も、紀律法
度考案を以て、西班牙人の放縱を制するを得たり、而して

其放縱ハ、西班牙の代王オドナドアルコスアルコスのヘルトグ、都鄙に令
て、税を輸さざる者ハ、其家居を焚除せんと云ふに在り、此を
以て、納人の逐次騰昂せる税を輸し、西班牙人の爲に、最粗惡
ふる糧食にて生計を保つるに至れり。○此美ふる半島國太意
里と中、納人の持し思惟なく、又庸劣あり、是に由り、納人の其
輸税の爲に、次日の食料に充つ可き産業より多き儲蓄を有
せず、之を有せんと欲すれば、彼等に在り、實に困難を致せり、
然れ共、彼等ハ、此難を免るに能はず、納人の此の如く漸次に長
増せる患苦を受るに至るハ、實に外國の暴厲苛酷ある族の
奴隸とあり、因れり、然れ共、絶て外國の扶助もあらず、納人の



飢渴に至らんとする號令を受るは、却て從來の歡娛遊樂及び夢想より醒覺するの原始とあれり。○爰に西班牙人の數回の戦争に由り、其國貧置に至りしを以て、祖國にては、更に重き租税を徵し、且納波も此例に準せんとして、千六百四十六年、此府中にて販買せる生果及び乾果、從前未曾有ふる税を賦し、即ち賤民の最重ある食料に、税を賦し、或る蓋納人の時を費し、財を費し、方術を得んとする大勉強を爲し、資費を補ふ收入の小生理ナリと營すれば、元來已に生理にて、只體業の二箇を知の、即ち體の勞動と自給とはあり。○納人の生存の爲し、此兩件、適好ある比例に在る、否ざる

も、尋常の比例に在る、最も緊切ある疑問ありとす、其故は、往昔自立の際よりも、今に微小の勤務と要須とより多く勞して、甚しく其體力を費し、を以てあり、蓋其往昔自立の時、此民天然と地方との扶柱に由りて、生活するを得れば、又之に因りて、特に該國民の要件と、禮儀とを駕御するを得たり。○意太里の南地は、肉を多食するに適せず、又温暖の食餌を要する稀にして、貧人の持に蒸餅と生果耳にて生活せり、而して麪包に香味を與ふ爲し、其生果を混し用ひ、且其價甚だ廉ふるを以て、多く之を食す、但生果は起熱せる身體に在ては、滋養と清凉との二性を具せり。○是を以て、昊天任麼の國に賜



一、饒多の生果を以てするは、尚他の此の如き食物を要とする地方に於るが如し、南地の民人ハ、天より饒多の賦與せる食物ありを以て、疎漫に生活し、其故ハ、昊天意を用ひて、其民に既し此最要なる物件を授與するを以てあり。○儲西斑の命令ハ、此生計を破碎して、民人の日に必需とする須物の税を増すと以て、其價ひ貴くなり、復た利益を得る無し。至るは猶荒兇あり、拳を以て、幼兒を攫するに齊し。○此の如き苛酷の制度を受け、納人に於て、其己が飢餓に備ふ食糧の一半を税として交與するハ、斷て成る能はざる事なり。是れ由て、彼等が意し、此の如き天理に戻る命令に叛き、且其戻

命と共に總て従來其民に命とす。他の諸要令とも嫌忌するに至れり。此に於て、衆人黨と結て、竊に會合し、亂を起して

納波里の漁戶及び生果行等マサニールロが説話を聽の圖



公の恨を報ぜんかど放胆ある高議を爲し、及ニ○此集會の謀主ハ、マサニールロありト。トーマスアニールロハ千六百二十三年に生れ、その人にして、其郷人の意太りて、専ら用以來れ

る略言^一因りて、太抵マサニールロと耳呼へ^一納波の漁事
及魚販と業とせ^る者あり○此マサニールロハ身^一弊衣と
披^之卑賤^一見ゆれ共、衷心^一ハ熾盛ふる傲慢と勇猛ふる大
志と養ひて、其全體と貴くせ^り、即ち其尚^一二十四歳の時^一於
て、既^一納波の居民^一、洪大ふる功勲とふせ^りが如^し○マサ
ニールロの家居ハ小^一して、市街の一隅^一在^り、漁家、生果舗
等の間^一混せ^り、此人晚^一戸外^一出れば、其近旁の人、直^一其
周圍^一集來^りマサニールロ^一機智の策略と商らんとせ^り、
○マサニールロ爾時ハ青色の外套と著^し、或ハ説話^一因て
五體催熱^一來^る時ハ、是と脱^して粗糙ふる和衣ともふる下

體ハ漁家の常用せ^る利諾布の短袴と穿^り、頭上^一ハ、濶邊の
帽、即ち納波の漁帽と被^ひ、赤脚^一て民間の説法者の如く
立ち、屢^一苛酷の政家の羈勒と脱せ^り、^一謂^ふ、○マサニ
ルログ西斑の官府^一叛け^りハ、實^一發露せ^{ざる}非ざれ共、
府中都て寧謐^一して、諸人マサニールログ説話を^一只管穩密
^一聽聞せ^り、官府^一ても顯然暴露せ^{ざる}騷亂と、苛酷の制
度と以て表暴せ^り、^一良あらずと想ひ、且^一税と供^し、及び
順從^一了^る間ハ、事の端委と包含^して、何の大事や起^りと有ん
と考察せ^り、
然れ共、勇猛ふる漁家マサニールロハ、新税法の己れが火伴



密約の圖



日寺院に於て、極て、暴厲勇猛なる逃卒ペルロ子及ひ其火伴
1、左の辭を言て曰く、予民衆に、公法を與んと欲す、若否され

1、電光の如く中りたり
因り心中甚ど安らざり
ま、マサニールロ忽ち想起
す、爾後漸次一苛政増長
て、堪ゆ可らざり至り衆
人苦情を説て、不和増長
ニと、民心斯の如きと知
りて、千六百四十七年一

バ爾等我が死刑に罹るを見る可と、聽者此語を信ぜず笑
が、彼再び曰く、爾等若此語を天意ふりと思は、笑ふ無るニ
且予同志の勇士兩輩を得たり、予爾等一誓ふ、我々生命ハ、囚
獄中に在るが如し、然らざれば、汝等必ず我成功如何を見る
ニ、若爾等之と危殆と想を、宜く我の良策を賜ふ可と、ペ
ルロ子忽ち此語に服し、其火伴と共に、マサニールロが苛酷
の政家に對する戦争にハ、必ず左袒す可と誓ひたり。○此に於
て、勇猛の漁人マサニールロハ、直に一個の方術を考へ、納波
の集合せる生果戸に勸りて、税を出して、郷村より市に持來
る生果を買ふと無らり、直に賣者と買者との間に劇

アルコスのヘルトグイ
リ遣しよる官吏の圖



アルコスのヘルトグハ市場に鐘鼓の聲を聞き且争鬧を起
すと聞き之を鎮止せん爲り其處に一吏を遣れりマサニ

烈なる争鬧を起しとり○
此時マサニールロハ千人
より二千人に至り少年輩
を一隊と爲して一處に集
り且各一條の棍を提げ
り始ハ尚互市場の彼此に
散蔓せり好機會を見て
各個の役に適せりりり

ルロの一徑其吏に向て大聲に昊天豊饒と下せ共天に叛け
る政家之を貴價よせりと呼はり生果を満るる數籃を其足
前より打ち翻りけり此時直に諸方より林檎無花果及び其他
の諸生果ヘルトグの差吏前に飛來れり是直に濕潤の砲生菓
を指し乾燥の戦争饑饉と成り微あり此時諸人同一洪
聲より子シカチングゲイ子シカチング租税と云
りマサニールロハ其處に在る攤買物臺の一個の上躍り
登りて猛聲を以て集會せる衆人に布告すれば衆人其語を
聞て中心より四隅に至るまで其説を細聽せんとして徐々
鎮靜せりマサニールロ曰く美瑟モヒスガイשראלの小兒輩を

阨日多の奴隷より免れり又ガハリ海の漁人ペトリ
スダ全羅馬界を悪魔の爪より救ひし如く予其賤民ペトリ
スダ如く我民衆の奴隷の如く勤仕せし羈勒を免れ令ん
として我血液と生命とを此大目的に擲んと欲すと○此布
告より偶然の僥幸來りてマサニールロの一疾視に少年輩
の隊忽ち集合し又其指揮に従て布陣し且市中の諸店皆
閉戸せし時適宜に編束せる隊伍にて市上を通り一運運所
より他の運運所に至りて推取されし諸物を夥しく奪掠し
て焚燒し且其家居を荒亂せり○少年輩此事を爲し後ハ
逐次に此類に入來る民衆増加し其携ふ棍と黒帛又ハ太尼

と結び之を旗とふし先立て盤廻すし法律と羈束の
爲し苦し群民之を圍て終に代王の居を占する館に迄達せ
久此に於て先羅者と襲ひ其館を破壊しれ共其君王と人
ハ既に車に乗て出走し聖ロデエイキ寺に隠れんとせり途
上にて群民之を要留り代王民衆に對し最も奇ふる約を
し且帶來る金銀を悉く與へ幸して向の寺中に遁れり○
次日民人等己が火伴にプリンスビシグナノを長として西
斑政府に乞ひ民律防禦の媒妁人とせりプリンスも當初暫
時其準備を爲せり尚常民衆の憤激增長すと恐れて
再び其位階を退るべし

爰に納波にてハ、官府より、民を撫育する者あり故に、民衆ハ
統てマサニールロを信ずる、父の如くにして、皆之に服従せ
久マサニールロハ、民衆に善事を教示せんと誓ひ、且、衆人
直に安静にして己が語に従ひ、又己れが考案に屬すべき程
の勇氣全智及び良好を露呈せり、而して、終にハ博學多才の
法徒ゲノイハ、及び民間より選出せる議政官數輩を扶助と
して、互市場の中心に一個の裁斷廳を建て、公事を議せり、又
本廳にて、各人の訟を聽き、願書を取り上げ、争鬪及び罪科を
判決せり、是を以て、此衙庭にてハ、高貴の人々、多く罪科を命
ぜられり、其故ハ、貴人等、多く租税に關係して、民俗を欺き

盟約の赴の圖



事ありを以てあり
而して、其六十人の罪
科あり、因り、罰を受
て其居宅及び家財を
焼れり、民人此刑を
行ふ事、順正にして、一
物も盜奪するところ
唯正直を以て本とせ
り、若夫此貴人として、
實に民人と仇敵の如

く、侮蔑し、西班牙政府を助け、又貧人の重複せる税を徴し、以て己の輸銀を免り、と考ふる時、其法公正と云可らず、然れ共、民人中にて、竊盗を止めざる者ハ、マサニールロ之と諸人の眼前にて、縊殺せり、其頃、既アルコスのヘルトグハ、其館に歸ると許さるれば、ヘルトグハ、民人と共、條約を定むると始め、又西班牙非立第二世王の胞弟ある、オースチンレイキ 埃地利國のヨハンハ、二十二艘のガレイ船を以て、港に敵の入んとすると遏止するの準備を爲せり、然れ共、民政ハ動揺するとふし、又代王ハ民政に納波の阿治彌涉アイルツピスコツプカルゲナール、ヒロマリニと以て、カレル第五世の舊政ふる諸般の租税を許すの

律書を贈り、且其作亂の罪を全く免すの盟を爲し、くば、始て代王の出せる言を採用するに至り、○此の如くふる幾何も無いて、再び條約破れり、然れ共、其後條約十分、整ひ、時マサニールロハ、華服を穿り、丈高き軍馬に跨り、諸民を周圍に從へて、約定せる條款に鈴印せんが爲り、代王の館に詣れり、マサニールロハ、諸民の辱ふと思ふ此行事を、諸人の心に感ぜ、令ん爲り、其騶從の行過せる、ツツ 每街の諸窓、及び門戸を、撞及び他の貴品を以て飾ると命じ、鈴印既了る後、マサニールロ代王と共に前殿に登りて、更其處に注聽せる民に、活潑ふる言を用ひ、戦争及び勝算の状態を畫くが如く、

説て己が目的十分達せし後、民の長とあり、其後第七日、
於て再び官職を去りて、尋常の齊民とふれり。○此に説く處
のマサニールログ行状ハ、全く高貴にして、不凡なる心より
起れる所ふれ共、其後於て他がふり所の行状甚ど齟齬す
るに似たり、幾多の記者固執して曰く、彼己が權威を專ふせ
んと奮勵する西班牙人マサニールロは、有毒の飲液を與へて、
其精神を味より、其智を迷はせしふらんと、實に然も有りと
思ふ計りあり、代王賽會を行ひし時、マサニールロ屋外
出て、街上に騒亂し、大なる口を開き、暴戾の容貌を以て號泣
し、且其最良の朋友を打ち倒る。○此の如き精神錯亂、何等の

起因ありや、必ず奸計を以て欺るるより、他無きべし、無智
の俗人の、其己が苦厄を免うらする者を見れば、即時に神と
し尊奉せる風あるが故に、マサニールロの後に従ひて、大聲
に罵り騒ぎて、市中を行けり、マサニールロ尚カルメリーテ
ルの寺院に入るとせし、其少し前、一個の砲彈の中より、命を
失ひて、地上に斃れし、衆中に混在せる西班牙人の挑撥せら
る、徒有て、其屍を裂て耻辱を與へし。○西班牙人の苛政更
に甚しきに至りし頃、始めて納人の惑夢實に覺るに至れり、蓋
殺生人の仇を報ひ、マルテラールに己が良説行はれず、の遺骸
と葬り、及び祭りと、何の爲あるや、民中の男子ハルロを云



既₁討れ₁、恨₁らく、嗣₁後一人として、他₁の業と再興₁、
以て外域の苛酷人と驅逐₁せる者無₁と、

スウェーデン 瑞丁及び^{ノルウェー}那威の熊獵 千八百五十五年刷、荷蘭
珪函第二百九至十二葉

熊獵ハ、是₁副₁る危殆有て、正₁心思の感動を強くすれ共、
絶倫₁して且損敗₁さ快樂₁ふるハ疑ひ₁ふ、○此貧獸₁熊と
ハ自身を守らんと欲₁する時₁も護₁るを得ず、只逃避₁して
其安全を求む₁者₁なれば、之を射斃₁ハ、馳驅₁を好₁りる人の
爲₁ハ、實₁一個の快樂₁なり、然れ共、許多の老獵夫ハ、是を真
正の獵₁からずとせり、爾₁く思₁ふハ、此黑童₁熊と₁抗₁して、大劔
と腰上の虚飾₁耳佩₁る人、即ち是₁なり、

瑞丁及び那威の北境₁て、熊獵を爲₁ハ四法あり、驅逐₁する
と、是₁慣₁る巨獒₁を以て挑進₁すると、熊の守冬₁の地を搜出
すると、大ふる打獵₁と是₁なり、

驅逐法ハ、利₁われ共、唯₁晩夏及び秋₁於て、之を行ふと得、此時
令₁ハ、熊森林の果實中₁其食糧を求₁り、是₁が爲₁戒心₁なく
盤徊₁すれば、○山多₁地₁の林果多く生ずる域₁てハ、既
一第七月₁熊を覓出₁始む、此獸八月の末₁至₁迄、該果を
食て生活₁すれば、○此時序の後、エイケル₁櫟₁實₁の類₁熟₁して尚
未₁落₁る間₁ハ、エイケン樹上₁登₁り、屢₁強大ふる樹枝₁を折₁り、
其愛嗜₁する食物₁を容易₁摘取₁、○此獸一回枝₁を折₁り始む

れば、獵夫隔遠より之を聞き、易是に近づくを得る故に、群熊一處に在れば、其獵殊に著實に利を得べし。○然れ共、熊の稀かる地にて、此僅少物を森林中に探索するハ、報酬ある課業に近くとせん。○此の如き時ハ、獵夫挑進法を用ひ、恐る可き一群の獵狗、最勝の銃濶き短刀、此の瑕類なき馬を用ひて、熟達せる正騎法にて、山谷を踰へ、鳴號せる犬、其後に隨ふあり。○熊ハ樹上に登り、其敵を避くるの常に反して、辟易せざり、獵夫を待とあり、獵夫ハ、刀を掌中に把て、是に近づく、茲時ハ、多く措置と剛勇とを必要と爲ハ、論なき所あり。若熊極て烈しく追躡せられ、其敵と犬を曠野に待つ能ハざ

れば、神速に樹上に登る、此時ハ、難なく射落すを得。○二三百ポントの老熊、八十尺若ハ百尺の高處より落れば、恐る可き音を爲すと悟るに、其落る時、樹下に居る一二の犬を撞觸して扁平と爲し、屢是あり。○又平地に在てハ、通常射發の後、直に自ら地上に俯伏し、嘆悔する人、異なるらず。○此時、犬其上に歷落と掩襲すれば、之を一に排去するを務りず、先其機會を考へ、一息に遁れて、其時近づき來れる獵夫を窺ひ。○若樹に登て萬全ある處を得れば、犬復之を牽き下すを得ず、然れ共、人の睨視能之と不安あらざり、火銃的中せざれば、通常群犬の正中に落ち、遁れ得る事無れ共、勉めて更し逃れむ



と欲す、人能く熊の不意に近づき得る時は、最も切實に利を得べし。○此黒童の外望の如く、徹備なく、森林中を徘徊し、愚鈍にして放恣なる手足にて、頭を垂れ、殆ど地を付し、毫も其周辺に在る諸物の意を留めざる如けれ共、此鈍物が馬よりも速く走り、敏捷に樹上に攀躋する猫に均し、豈意外あらざるや。○此他、熊の其爪中に巨大なる脊力有て、其前足を以て一撲するも犬を殺し、牡牛をも昏倒令むるに足るる故に、牙齒を用ふるにハ至て稀あり。○
那威の邊疆に近うハ、ハガにてハ、屢近旁の林中の熊を憂

ハ、又其牧畜を荒亂するを憂ふと聞く。○十四日間、農夫該獸三頭を打殺し、其紀事に従ハ、黒くして其大恰内地の小馬に均しと云。○此の如き獵を行ふハ、羣農夫一處に會し、相連て一字を爲し、敵の栖む全林を行通し、樹上を打ち、聲高く號叫し、時に手銃を放つあり。○熊此時、二十頭も一處に驅集せらるゝと屢有る、獵夫之を圍みて射落するあり。○然れ共、熊獵ハ是耳に從事する人、一在てハ、大危殆とす、何者若初放の丸中らず、或ハ縦令中るも、頭ふらざれば、荒亂して暴劇に先襲者の上を落ち來る、其人此時、身と救ふハ、疾歩して、急に一樹後を遁るゝ耳。○那威並に瑞丁の北部にてハ、是

一關せず、不怯るる農夫、己が嗜好と練熟し任せ、獨行して熊
獵を爲し、常に勝利を得て家へ歸れり。○時よハ、又二三の小
犬を伴行し、其犬熊を覓出すれば、是れ對して吠へ、熊の心を
惹任し、獵夫の正實し之を對準する時刻を得るし至る。○那
威中コングスヒンゲルの邊より出で農夫、此獵法に熟する
名を得る者ハ、此法にて、少時間、該獸六頭を獲ると云。○
數年前、ハーガに任じ農夫、己が牛を尋ねる時、熊の忙く其牛
と啖めを見て、非常なる剛勇の一例を爲せり。○彼唯一斧の
身と護る者あり耳なれ共、畏怖せず熊を執り、此の妨害を受
ず、遂に全勝を得たりき。

北瑞丁に至り、旅人の話より曰く、予其邊に至り、頃有名な
る老年の熊獵者に遇し、其説話甚しく予が獵癖を喚起し
て、彼と共に數度出獵せんと欲せり。
一日、我等出て鹿を追蹤するに、途上にて、他の一獵者、己が犬
と予が同火の犬を伴ひ、逢著せり。前夜一熊三個の
良牛を奪ひ、と話し、我等に此賊を躡ると助けよと請
へり。
我等直に準備し、其時乾燥の時氣なれば、犬も亦勤め
て捜求すれども、更には新足跡を認め得ざりき。○我等忽ち犬と
錯綜せる密樹中に見失ひ、笑嗔緩纏りて山を越へり。○老

熊獵記 卷三 熊獵 一

北野志林 卷三

獵者急₁其馬の繩を引₁、自₁高く其燈上₁立ち、氣を張り耳
と歌₁く、曰₁く、短₁と濁聲聞₁こゆ、彼ハフレド名₁犬のか₁、次₁短
勁₁か₁吠聲わ₁、此ハギルプ名₁犬のか₁りと、言未₁ど畢ら₁ざ₁、
他の二愛犬馳₁け向₁へり、老獵者其帽を提振₁、喜ひつ、犬等
熊を搜出せ₁りと云、馬₁スポールを中₁て、犬聲の報知₁ず
路を騰上₁せ₁り、○予此人の後₁續₁きて密林₁馳入₁り、直₁是
續₁きて、十五犬の全群強く圍攻₁、林中爲₁反響を起₁せ₁り
我等の喜悦₁ずる聲此吠聲₁和₁し、倒れ₁る樹枝根幹を越₁
て、續₁きて猛獵を爲₁せ₁り、常₁崑崙山谷中₁反響せる吠聲
を追₁い行₁け₁り、

熊ハ其追兵₁犬を廣野₁避₁く可₁らざ₁と悟₁ると見₁へ、忽電光
の如₁く一處₁進₁り、該處₁ハ倒れ₁る櫟樹及び枝朶互₁
重疊₁、株莖蔓草錯雜₁、鞏固₁なる郭を爲₁せ₁り、
獵ハ漸₁急疾₁爲₁り、馬ハ獵者の氣勢₁て、魂入₁る如₁く、不
可信の力を振₁ひ、古樹枝を越₁へ、當初の望見₁してハ、必然通行
可₁らざ₁る密林をも穿₁つて馳進₁り、
我等始₁互₁離隔せ₁ざれ共、森林中彼此₁行難₁處ありて、
速₁各人自行易₁路を求₁り、忽ち予ハ二人の火伴を少₁も見
聞₁せざ₁り、予ハ只臆度₁、彼等ハ熊の後路を絶₁つ爲₁別處
向₁りと思₁へり、○然₁る、俄₁此驅逐せ₁らる、熊の路₁向

北野志林 卷三 熊獵

ひ行きて、獵予が近傍に逼邇せり。○諸犬吠叫して、熊を横に甚密なる茂林より驅出し、次に密なるブラームベシーの籬と穿つて、予直に近く其鬪を見たり。○予瞬をも容れず、急馬より飛下り、走りて其戰場に至り見れば、恐るべく大ある熊、甚ど鎮靜の勇威を振ひて、十一個の此獵に熟せる良犬に對して、自ら防禦せり。○熊予を見て驚轉せる如く見へ、務めて遁退せむと欲すれ共、群犬近く其體に迫りて、是も無益となれり。

者の銃聲一响せり、此が對向より近づきるとハ、予の意及ばざる所なり。○此時熊ハ忽ち圍困する犬を全く忘れ、一と見へ、地上に俯伏し、全群の犬、瞬間に其上に飛び掛れり、然るに熊ハ長く此状態にて居らず、劇に一舉に犬を排去し、復直立して飛騰せり。熊の倒れると直に、予ハ尚其戦に與らむと欲し、今や好機會と思ひ、刃を室より脱し、熊の上騰上し、心を伺て刺入せんとせり。○前より言ふ如く、熊の猛き氣力を張りて、自免れし頃ハ、予と距る已に十歩ならず、此獵中、彼の爲に不快に見る第一物ハ、白刃と手と握り、如何に見ても、疑ふ敵對する

さ目的に應じたる舉止を爲す吾人あり、○彼予を半途に
迎へ來れり、予ハ此時甚ど親愛ある顔色を爲さると知れ共、
能く一回ハ快活なる状貌を爲す思惟の起りしと知るあり、
○予此時行ふべき最大事として、器械狀に直立し、廣濶なる
劔を舉げ、一身所有の力を盡して、熊の胸中に刺入せり、○其
他の諸事ハ、予切實に言ふを得ず、予を地に投ずる劇響、痛苦
の覺へ、投げらるる、前を見とる、言へば難く熊の顔色予
が上を壓伏して、息も絶へじと思ひし程の重是等ハ予が今
尚想出す所の事件あり、
予再び蘇生せし頃、老獵者滿笠の水を陸續と予が顔に濺ぎ

し、火災の時、尤賞稱すべき奮勉を爲して、之を施行せると
覺へたり、○然るに予速に我に復り、起立せし頃、砍倒しとる
獸、予が枕と爲りしとるを見たり、○即ち熊の予が身上に騎上り
る頃、幸に老獵者予が旁に在り、犬ハ今實に該獸の予を地
に擲つと遮る能はず、然れ共、無限の荒暴をなす熊に攻迫し、速
に重傷する熊に勝らり、予ハ年老の火伴の鋼鐵劔を以
て、獸皮を篩に賽せるも亦謝すべし、
スカンゲナヒセ熊ハ、多くハ黯褐色なれ共、儘又黒色なるも
有り、其黒者ハ尤も大なり、實に嗜て肉を食へ共、其食糧ハ專
ら植物に取る、○是ハ亦甚幸なる所にて、若し其主重の食肉

からじ、ハ該獸ハ中等大の牛を二十四時間消化する、
適ふ者なれば、其附近の獸群を盡くす、至るあらん、○熊ハ
年間牛豕の近地ニ生活すれ共、吼啼若ハ急走して、其慌妄の
意を惹起せざる時ハ、少も之を害する事無し、○然れ共、一回
牛肉若ハ豕肉の味を試み覺ゆれば、一味ニ此食を好みて大
荒を爲す、○然れ共、肉を連用するハ、其意ニ適せず、故ニ草根、
新芽、弱枝、軟草及ビスカンデナヒセ林野ニ在る果實を以て
養と爲し、並ニ熟せる蔬菜を美味と爲し、直ニ田野ニ出て、
一舉ニ恐るべき大把を採取す、○又田夫の蜂籠より蜜を豪
奪し、其過大の甘味を消せむ爲し、時々一満口の蟻を食ふ、蟻

ハ人の知る如く、酸味有るなり、若シ其感覺敏鋭なる部を蜂ニ
刺さるれば、忽ち甚ど暴厲となり、時々全蜂籠を破壊する事
あり、

方今ハ、尚唯スカンデナヒーンの北境中ニ耳熊あり、ダレカ
ルリーン中のデル河とカラル河の間ニ在る密林ハ、瑞丁の
他の部分よりも多く猛獸あり、熊茲ニ牛馬を奪ひて荒亂す
る故ニ、本地の鎮臣、一回打獵を命ずるとあり、○五千人を
用ひて、凡三十里許の濶の獵を爲さるからじ、○其獵場ハ、マ
リングを距る十里許なるワウ湖邊にて、一平地ニ縱横二三
百歩、半輪形を爲し、林中ニ造れる細徑にて經界を分ち、是

を以て隔離せる軍隊の形を爲すからむ。○此逕の他の一方
に向ひて、遠く達せる一小直路ハ、無益の木を斫除し、茲より
自由ニ別處を望む可らむ。○野獸を諸方より此軍隊の方
ニ驅集する故ニ、打獵ハ此場中ニ限るべし。此平地の他の一
方ハ、僅ニ海と河ニ由て劃せり。是ハ野獸至急の時耳。是を踰
ゆる故なり。○牧畜を有する人ハ、各一男子を此獵ニ出さず
を律とす。○常ニ此獵ハ、日曜日ニ毎村ニて法話の終りニ、高
座より頒告す。○犬ハ、熊を挑進して、實ニ少も其妨害を避す、
先ニ遠く驅進する者ニ非ざれば之を用ふるを禁ぜり。
此獵ハ、月曜日の拂曉ニ始り、是ニ次く土曜日の正午ニ、其獵

場ニ近づけり。○人茲ニ迫り來ると、愈近きニ從ひ、圍兵の軍
隊愈密ニ閉錮せり。○英の游客の話ニ、其時忽ち此輩の大號
叫して、一異事の起ると報すと。茲ニ數瞬後ニ、一大熊荒れ
つ、森林の密茂せる處より出て、聚合する多衆を見て、直ニ
復取り返せり。然れ共、甚遅緩ニして、二彈丸之ニ中りたり。
○尚數歩進みて倒れ死せり。○次の熊を獲るハ、此の如く易
くならず、此鈍體なる大物獵場を縦横ニ奔走し、其疾速ハ實
ニ驚くべし。○然るニ、總兵の獲、只五熊と一野猫ワニノネコと耳、一千六
百人許の多衆、五六日程も住處より遠く來りて、時日を費し
たり。ハ、甚僅少なる補なり。○此他耗費ハ、五千ルートの貨名
不詳

と等せり、是ハ那威若ハ瑞丁の如ク國の爲ニハ言ニ足らざ
る會計とも稱す可らず、
熊ハ該獵の時ニハ殆ど對抗す、死無く死せり、然れ共正
く能く射中せざれば、獵夫を把捉する人多し、曾て一傷熊あ
り、手銃にて誤中し、田夫ハ後足にて馳け寄り、前足にて
其肩を握れり、○田夫ハ熊の耳と其頭の長毛を把り、互ニ倒
れてハ復起立し、二度ニ及びて、互ニ放さざりし、熊ハ其敵
の兩臂の全長と大抵骨ニ至り、迄爬開し、殆ど咽喉ニ及ぶ頃、
他の田夫來、助けて、銃射を以て、其鬪を終り、○又曾て一
軍卒の婦、恐るべき棒を以て、勞苦して一傷熊を打ち殺せり

とあり、其熊數度立ち上り、彼女を投放すれ共、彼女能く持久
して、打撃斷へず、熊の死ニ至れり、○又大なる驅逐獵の時、此
獵の一分を爲せり、一卒、其同伙の人ニ先つて、凹路中ニ進み、
獸應^テ茲^ニ現れ來り、ニと推量せり、○果して一二時を過
くれば、熊出て來り、直ちニ彼の上ニ下り來れり、○其卒、銃を
放さむと欲せり、火藥雨ニ濕ひ、故燐せり、○熊ハ今彼ニ
對立せり、彼側ニ躍退し、これ共、恐らくハ遁れ得ずとし、遁
るに代て、パヨチトと具へざるが、銃筒にて、荒暴する
獸の胸中を衝んと務めたり、○熊ハ劍客の捷術にて、其衝を
躲避し、強て卒の手より手銃を奪ひ取り、卒を地上ニ投せり、



○彼今亦幸_レ逃れ得_ルなり_ニ、熊ハ其敵の息を藏_リ動_カもセ
ズ倒死セ_ル如_ク爲_ルと嗅_ク後復_テ之を害セ_ズ放置_シ一
二歩傍_ニ在_ル手銃と把_リ之を以_テ嬉遊と始_ルなり○貧卒
ハ其手銃と獵業の命_ト受藏_スれば、若_シ是を損_スれば、重罰
を受_ルと知_リ故_ニ手と伸_シて、其銃の一端を捉_住ス、熊ハ他
の一端を固持_シて、此卒の尚生_クと見_スと、忽ち俯伏_シと
卒の後頭を擱_ク、項より全頭の皮を曳_キ剥_キ、其皮只僅_カ
一截片_ト前頭_ニ垂_レと_ル○貧卒ハ、今已_ニ生命ハ微少_ノ
動_カ掛_ルと定_メ、勉_テ静伏_シ居_レり、熊ハ又之を害セ_ズ、其體
上_ニ跪_シて自_レ戯_リり○然_ルニ、許多_ノ獵夫、其處より十歩十

五歩の距離_ニ近_ヅきて、熊の此卒上_ニ坐_スと見_ル、熊ハ
今一度剥露セ_ル頭顱の血を舐_リ、次_ニ復_ニ近_ヅく獵夫を睨_セ
り、獵夫等ハ、或ハ卒と射んと恐れ、或ハ死殺_スべき銃_トて熊
と射ハ、熊ハ敢死の暴と成_リ、既_ニ不具_ト成_ル男と尚多_ク
害セんと恐れ、射放_トを試_ミ得_ザり、久_ク後熊始_リて
其牲を置_テ、徐_ニ引退_キ共、速_ニ一二發の放彈_ニ中_テられ
倒死セ_リ○卒ハ手銃の響を聞くと齊_ニ跳上_リと_レ共、頭
皮眼前_ニ垂_レ覆_ヒ見_スと得_ズ○彼兩手_トて之を排除_シ、
其火伴_ト走り向_ヒ、意外_ニ嗚呼熊_ト、嗚呼熊_トと呼_ハり、
○偶_ニ茲_ニ居合セ_ル外科醫、茲_ニ成得_ル所の救助を施_シ、

珊瑚礁
石
林
卷三
日
記
第
三
十
三
回

頭皮と前頭と連る頭纖維と切り次し其創をくく繃縛せし
○然るに創傷者の爲に幸と成て直に其兵籍を除くはさう
此事ハ蓋其時(千七百九十年)ハ全軍其髪を一異流風ハ爲
可し此貧乏の創卒ハ既全く一莖の頭髪も存せざる故なり
加勒海土人記 千八百五十五年刷荷蘭
函第二百五十六葉
此南彌利堅人種の系統ハ本安的列海島上の土人より其
地の統宰より數十年來其本地を失ひ獨此洲の大陸の
二三地方に漂泊せし其人口ハ六百人に充てず英吉利亞阿
那の内一任しポメローン河義新給波河左右の地多く居
と占ひ加勒土人其人皆毆鬪を好み體資多力倨傲恣よく

其妻妾を刑戮し然れ共南彌利堅の自餘漂泊せる土人比
すれば頗る知識多く發明する所少くらず許多不徳の行わ
る裡に就て人肉を噉ふの一事尤世の通知せる所にして西
煙陣黑人種の話に一千七百六十三年黑人種動亂の時其父
祖輩其人を啖ふ状を見たりと云て以て其妄傳ならざるを
證せり然れ共スコムビルグ一千八百四十年より同四十四
年まで點檢せしぐ一も其證を得るとかると云へり且スコ
ムビルグ加勒島人其事の有無を檢索せし皆此涼徳を
嫌ひ弃て他們ハ啖人種ならずと云り然るに加勒島人種
の一首スコムビルグは白く曰く他們ハアントロポハ

尾三巻
三
加勒海
目

ゲン種啖人と混稱すニさ所以の故あり古ハ他門の先輩一種の風習あり敵と戦ひ克てハ敵の手足を斫斷して勝凱の證として持返りて後下文の所用ニ供す先づ其手足を煮て其骨を刷清し之を用て笛と造り以て軍用ニ供す此種の人骨笛ハ今も猶加勒島小邑内にて往々見らる所なり又大祭祀ハ人骨を煮て離れらる肉片を啖ふと許すを以て考ふれば人と啖ふの風ありと云ハ全く實事ニ非ずとも定り難し又加勒土人ハ戦勝らる敵兵の心臓を割取り曝乾して末と爲し饗禮の間祭祀の盃ニ少許を加へて是を飲みて其勇威を振厲し死を輕んずる心を盛んあらしむと云ふ者

も亦實事とるに似たり



玉石志林卷之三 終

神皇正統記
卷三
...

正統記林卷之五十一
一柱の風習の故に我々の克て之敵の不足は所願し、其意
の證として持送りて、下文の運用に供し、其意を
...



...
...
...
...
...
...

